

○松山養護老人ホーム事務組合職員の任用に関する規則

制 定 昭和 50 年 4 月 10 日規則第 8 号

改 正 昭和 52 年 11 月 1 日規則第 4 号

平成 8 年 6 月 10 日規則第 2 号

令和 2 年 3 月 31 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に基づき、一般職に属する職員（臨時的に任用される職員を除く。以下「職員」という。）の任用に関する基準を定め、受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて職員を任用することにより事務能率を増進させることを目的とする。

(準用)

第 2 条 本組合職員の任用に関しては、松山市職員の任用に関する規則（昭和 61 年規則第 5 号）を準用する。この場合において、「市」及び「市長」とあるのは、「組合」及び「組合長」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則公布の日に関現に在職する職員は、この規則により任用されたものとみなす。

付 則（昭和 52 年 11 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年 6 月 10 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。